

給与条例改正などを初日に可決

高山市議会6月定例会は17日まで

平成21年第3回高山市議会定例会が、5月29日から6月17日までの会期で開かれています。

初日の本会議では、蒲議長と土野市長がそれぞれ諸般の報告を行った後、市職員・市議会議員および特別職の期末手当を0.2カ月分減額する給与条例の改正などが可決されました。

主な提出案件は次のとおりです。

○報告案件(5件)

▽市道で発生した事故に関する損害賠償の専決処分報告

▽継続費繰越計算書(一般会計)についてなど

○条例案件(4件)

▽国家公務員の期末手当などを減額する措置に準じて、市職員・市議会議員・特別職の期末手当を0.2カ月分減額する条例改正

▽長期優良住宅建築等計画の認定審査の手数料を新設する条例改正

▽市の産業振興に関

する基本理念などを定めた産業振興基本条例の制定

▽合併記念公園エリアの一部を地区公園に定めるとともに、平成22年度から一部管理を指定管理者に移行する条例改正

○事件案件(1件)

▽消防ポンプ自動車2台と小型動力ポンプ付き積載車1台の取得

○予算案件(5件)

▽平成21年度高山市一般会計補正予算(21世紀環境共生型モデル住宅普及事業の実施など)

▽平成21年度高山市国民健康保険事業特別会計補正予算(老人保健医療費拠出金の増額)

なお、国の補正予算を受け、地域活性化・経済危機

対策事業を行うため、平成21年度高山市一般会計・国民健康保険事業・簡易水道事業の補正予算3件を追加提案しました。【詳細は7月1日号】

このうち給与条例の改正と消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ付き積載車の取得の2件が初日に可決しました。

また、電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書の提出を求める陳情書など7件の陳情受理報告がありました。

その後、6月8日から10日まで一般質問、12日・15日に各常任委員会で議案の審査などが行われました。

また、16日には予算特別委員会が補正予算が審査され、最終日の17日には各委員会の審査結果報告の後、採決が行われる予定です。

問合せ先

議会事務局

☎35-31152

自己負担少なく、講座受講が可能に ～母子家庭の就業支援～

市では、教育訓練講座の受講費用や職業訓練中の生活支援のために給付金を支給して、母子家庭の自立を応援しています。就業に役立つ講座の受講などにより、雇用や生活の安定につなげてみませんか。

対象者

市内在住の母子家庭の母で、児童扶養手当受給者、または同程度の所得水準にある方(一定の条件があります)。

○自立支援教育訓練給付金

就業を目的とした教育訓練講座の費用の一部を支給します。

給付金の額

受講費用の2/3相当で1,000円未満切り捨て(上限10万円、

下限4,000円)

対象講座

情報処理・ホームヘルパー・医療事務など雇用保険法の規定による教育訓練給付金の指定教育訓練講座に同じ。

○高等職業訓練促進等給付金

就業のための資格取得を目的として専門学校などで2年以上修業する場合、修業期間中の生活支援として給付金を支給します。

対象資格

看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士(他の資格を希望されている場合は相談ください)

①訓練促進給付金

3年間を上限に毎月支給します。
⇒住民税非課税世帯103,000円
⇒住民税課税世帯51,500円

②訓練修了支援給付金

修了後に一時金として支給
⇒住民税非課税世帯50,000円
⇒住民税課税世帯25,000円
※希望される方は、必ず事前にお問い合わせください。

問合せ先

子育て支援課
☎35-3140